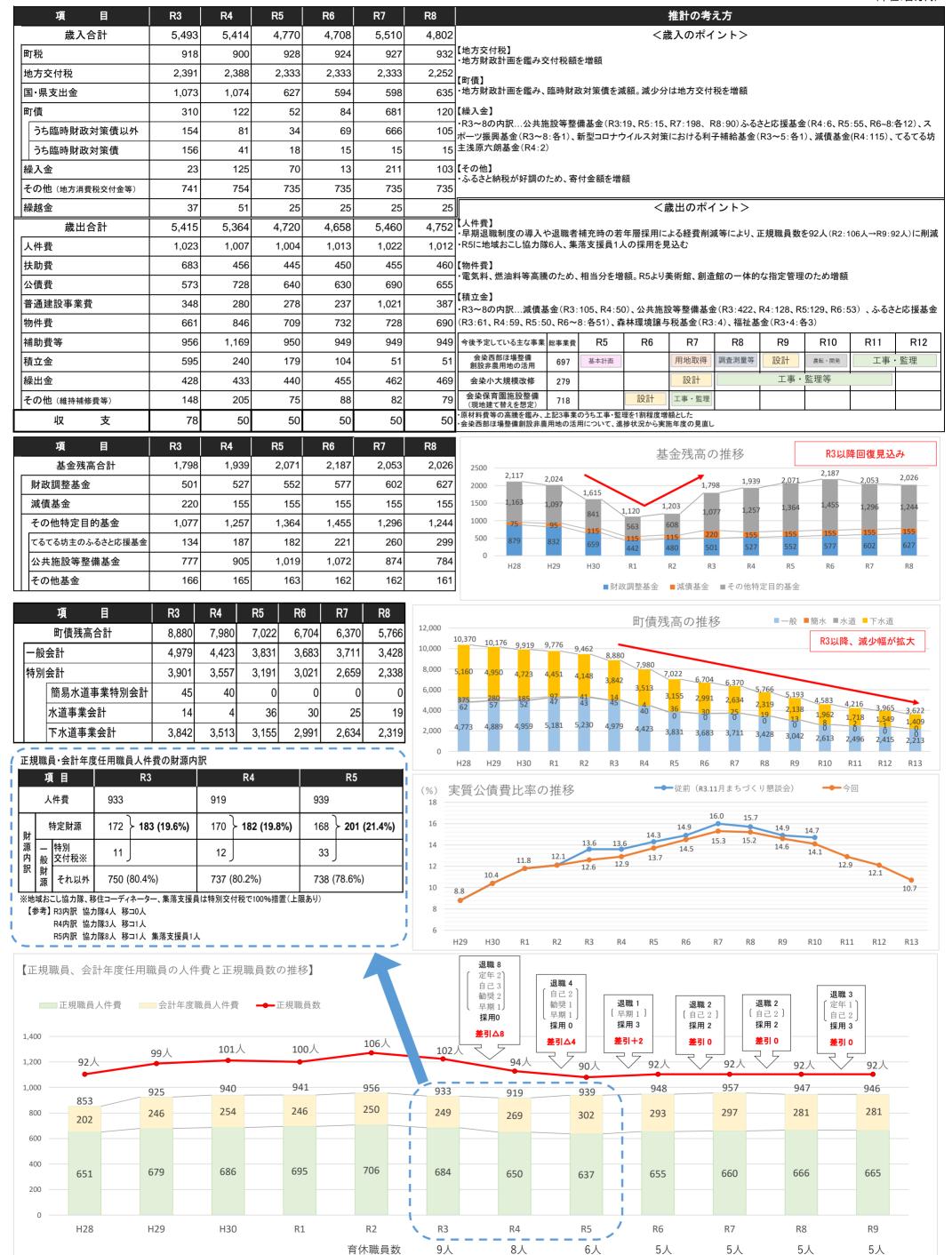
### 池田町 財政シミュレーション(R3決算、R4~R8決算見込み)

R5.3.6修正

(単位:百万円)



# 今後予定している主な事業の年度別事業内容および財源内訳

												(半)	エ・ロカロ)
事業名	事業名総事業費		年歷	Ė	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	合計
尹未石	心学未見		事業内容		基本計画策定		用地取得	測量設計等	設計		工事	・監理	
		財	国	費	0	0	0	0	0	農転許可申請	0	0	0
会染西部ほ場整備	697	源	町	債	0	0	97	29	Q	開発許可申請	205	204	543
創設非農用地の活用	091	内	公共施設等勢	整備基金繰入金等	7	0	0	10	2		67	68	154
		況		計	7	0	97	39	10		272	272	697

事業名	総事業費		年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	合計	
<b>学</b> 未有	心尹未貝		事業内容			設計		設計・エ	事・監理			ПП	
		財	国費	0	0	4	39	22	18	9	0	92	
   会染小大規模改修	279	源	町債	0	0	8	68	40	32	17	0	165	
云未小八烷保以修	F	内	公共施設等整備基金繰入金	0	0	2	8	6	4	2	0	22	
		訳	計	0	0	14	115	68	54	28	0	279	

事業名	総事業費		年度		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12 合計	
<b>学</b> 术位	心于木貝		事業内容			設計	工事・監理						ПП
		財	国	費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会染保育園施設整備	718	源	町	債	0	20	519	0	0	0	0	0	539
(現地建て替え案)	110	内	公共施設等整	備基金繰入金	0	6	173	0	0	0	0	0	179
		訳	= i	+	0	26	692	0	0	0	0	0	718

	総事業費		年度		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	合計
	1,694	財	国	費	0	0	4	39	22	18	9	0	92
年度計		源	町	債	0	20	624	97	48	32	222	204	1,247
	1,094	内	公共施設等整備	<b>備基金繰入金等</b>	7	6	175	18	8	4	69	68	355
		訳	Ē	<del> </del>	7	26	803	154	78	54	300	272	1.694

#### 【町債の詳細】

- ・「会染西部ほ場整備創設非農用地の活用」の用地取得は、公共用地先行取得事業債(充当率100%、交付税措置なし)を想定
- ・「会染西部ほ場整備創設非農用地の活用」のうち用地取得を除いた経費及び「会染保育園施設整備」は、一般単独事業債(充当率75%、交付税措置なし)を想定
- ・「会染小大規模改修」は、学校教育施設等整備事業債(充当率90%、交付税措置率60%)を想定

# 用語の説明

### ◆歳入

町税(地方税)	町民の皆さんや町内に事業所を持つ法人等に納めていただく税金。町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、(入湯税、都市計画税)がある。						
地方交付税	国税の一定割合を、全国どの市町村に住んでも一定水準の行政サービスが受けられるよう、国が市町村に交付するもの。地方交付税には、一般的						
20万文的优	な行政サービスを保証するための普通交付税と災害など特別の事情に応じて交付される特別交付税がある。						
分担金及び負担金	町の行う事業により特定の利益を受ける方から、受ける利益を限度として徴収するもので、保育料などがある。						
	使用料は公共施設などの利用の対価として支払っていただく料金で、バス使用料や町営住宅使用料などがある。手数料は町が特定の方に提供する						
使用件及0.于数件	サービスの対価として徴収するもので、住民票や印鑑証明、廃棄物処理手数料などがある。						
国庫支出金	国が町に対して支出するもので、その目的、性格により国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金に分類される。						
県支出金	県が町に対して支出するもので、その目的、性格により県負担金、県補助金、県委託金に分類される。						
地方債(町債)	資金調達のために1会計年度を越えて返還する必要のある借入金のこと。						
臨時財政対策債	地方一般財源の不足に対処するため、特例として発行される地方債。その元利償還金相当額については、全額を後年度地方交付税の基準財政需要						
m 时 则	額(標準的な行政活動を行うために必要な一般財源の額)に算入することとされ、町の財政運営に支障が生ずることのないよう措置される。						
繰入金	一般会計、特別会計及び基金などの会計間の現金の移動のこと。他の会計から資金を受け入れる場合を「繰入」、他の会計に資金を提供する場合						
休八亚	を「繰出」という。						
繰越金	前年度決算の剰余金。						

#### ◆歳出

人件費	職員の給与や議員への報酬などの経費。
扶助費	生活保護法、児童福祉法等の法令に基づく扶助費の支給や町が単独で行う扶助のための経費。障害福祉サービス給付費、児童手当、就学援助費な
<b>次</b> 则复	どがある。
公債費	地方債の元金や利子、一時借入金の利子を支払うための経費。
普通建設事業費	道路・橋りょう、学校など公共施設の新増設等の建設事業に要する経費。
物件費	旅費や備品購入費、委託料など消費的性質をもつ経費。
補助費等	町から他の地方公共団体や民間に対して、行政上の目的を達成するため交付される経費。講師謝金などの報償費や補助金や交付金などが該当。
積立金	計画的な財政運営を行うために財政調整基金や、特定の目的を持つ基金に積み立てを行うための経費。
繰出金	一般会計と特別会計、特別会計相互間で資金運用をするための経費で、定額資金を運用するための基金に対する支出も含む。

## ◆基金関係

基金	特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるもの。財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金がある。
財政調整基金	地方公共団体における年度間の財政の不均衡を調整するための基金。
減債基金	地方債の償還(返済)を計画的に行うための資金を積み立てる基金。
公共施設等整備基金	公共施設等の整備充実に充てるため積み立てる基金。
ふるさと応援基金	ふるさと納税を財源に積み立てる基金。
福祉基金	地域における福祉活動に関する事業、快適な生活環境の形成等に関する事業、その他福祉に関する事業に充てるため積み立てる基金。

(単位:百万円)